

議案第 5 号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成23年 3月 9日

沖縄県教育委員会

(別紙)

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則

第2章 公印取扱い

第3章 文書取扱い

第4章 専決

第2条第7号中「、警備員」を削り、同条に次の1号を加える。

（8） 船員 船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、指導教官、甲板長、機械長、操機長、操舵手、司厨長、主任、甲板員、機関員、司厨員をいう。

第2条第7号中「警備員、」を削る。

別表第2及び別表第3中「及び農業技術補佐員」を「及び農業技術補佐員及び船員」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

県立学校教育課

1 件名

県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

2 改正の経緯及び必要性

(1) 経緯

平成22年度をもって実習船運営事務所が廃止され、平成23年度より実習船の管理運営機能が沖縄県立沖縄水産高等学校へ移管こととなり、同時に、実習船運営事務の船員が沖縄県立沖縄水産高等学校に異動することとなった。

(2) 必要性

実習船の管理運営が実習船運営事務所から沖縄県立沖縄水産高等学校移管されることに伴い、実習船運営事務所の船員22名が沖縄県立沖縄水産高等学校へ異動することとなった。沖縄県立沖縄水産高等学校において、各事務処理に支障が生じないよう規定の整備を図る必要がある。

3 改正案の概要

(1) 船員の用語の意義を定める。

(2) 副校長並びに教頭が専決できる職である教員、農業技術補佐員に船員を加える。

4 添付資料

(1) 新旧対照表

県立学校処務規程（昭和54年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

	改	正	案	現	行
目次	（用語の意義）	（用語の意義）	（用語の意義）	（用語の意義）	（用語の意義）
第1章 総則 第2章 公印取扱い 第3章 文書取扱い 第4章 専決	（用語の意義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 校長又はこの訓令に基づき専決できる者が、その権限に属する校務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。 (2) 専決 校長の権限に属する校務を常時校長に代わって決裁することをいう。 (3) 代理決裁 決裁の権限を有する者（以下「決裁権者」という。） (4) 職員 学校に勤務する者をいう。 (5) 教員 主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 (6) 事務職員 事務主査、副主査、主任及び事務主事をいう。 (7) 現業職員 農業技術補佐員、調理員、介助員、用務員、運転士及び技術職員をいう。 (8) 船員 船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、指導教官、甲板長、操縦士、操舵手、司厨長、主任、甲板員、機関員及び司厨員をいう。	（用語の意義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 校長又はこの訓令に基づき専決できる者が、その権限に属する校務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。 (2) 専決 校長の権限に属する校務を常時校長に代わって決裁することをいう。 (3) 代理決裁 決裁の権限を有する者（以下「決裁権者」という。） (4) 職員 学校に勤務する者をいう。 (5) 教員 主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 (6) 事務職員 事務主査、副主査、主任及び事務主事をいう。 (7) 現業職員 農業技術補佐員、調理員、介助員、用務員、運転士及び技術職員をいう。 (8) 船員 船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、指導教官、甲板長、操縦士、操舵手、司厨長、主任、甲板員、機関員及び司厨員をいう。	（用語の意義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 校長又はこの訓令に基づき専決できる者が、その権限に属する校務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。 (2) 専決 校長の権限に属する校務を常時校長に代わって決裁することをいう。 (3) 代理決裁 決裁の権限を有する者（以下「決裁権者」という。） (4) 職員 学校に勤務する者をいう。 (5) 教員 主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 (6) 事務職員 事務主査、副主査、主任及び事務主事をいう。 (7) 現業職員 農業技術補佐員、調理員、介助員、用務員、運転士及び技術職員をいう。 (8) 船員 船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、指導教官、甲板長、操縦士、操舵手、司厨長、主任、甲板員、機関員及び司厨員をいう。	（用語の意義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 校長又はこの訓令に基づき専決できる者が、その権限に属する校務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。 (2) 専決 校長の権限に属する校務を常時校長に代わって決裁することをいう。 (3) 代理決裁 決裁の権限を有する者（以下「決裁権者」という。） (4) 職員 学校に勤務する者をいう。 (5) 教員 主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 (6) 事務職員 事務主査、副主査、主任及び事務主事をいう。 (7) 現業職員 農業技術補佐員、調理員、介助員、用務員、運転士及び技術職員をいう。 (8) 船員 船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、指導教官、甲板長、操縦士、操舵手、司厨長、主任、甲板員、機関員及び司厨員をいう。	（用語の意義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 校長又はこの訓令に基づき専決できる者が、その権限に属する校務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。 (2) 専決 校長の権限に属する校務を常時校長に代わって決裁することをいう。 (3) 代理決裁 決裁の権限を有する者（以下「決裁権者」という。） (4) 職員 学校に勤務する者をいう。 (5) 教員 主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。 (6) 事務職員 事務主査、副主査、主任及び事務主事をいう。 (7) 現業職員 農業技術補佐員、調理員、介助員、用務員、運転士及び技術職員をいう。 (8) 船員 船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、指導教官、甲板長、操縦士、操舵手、司厨長、主任、甲板員、機関員及び司厨員をいう。

別表第2 (第44条関係)	別表第2 (第44条関係)
1 教員、農業技術補佐員及び船員の服務に関する諸願、諸届等の受理に関すること。	1 教員及び農業技術補佐員の服務に関する諸願、諸届等の受理に関すること。
2 教員、農業技術補佐員及び船員に係る次に掲げる事項に関すること。	2 教員及び農業技術補佐員に係る次に掲げる事項に関すること。
(1) 県内出張	(1) 県内出張
(2) 時間外勤務命令	(2) 時間外勤務命令
(3) 有給休暇	(3) 有給休暇

3 教員、農業技術補佐員及び船員の日直勤務及び宿直勤務 の命令	3 教員及び農業技術補佐員の日直勤務及び宿直勤務の命令
4 教員の研修（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条第2項に規定する研修をいう。）を承認すること。	4 教員の研修（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第20条第2項に規定する研修をいう。）を承認すること。
5 その他の所掌事務に付隨して生ずる事務で、校長があらかじめ指示した事務に関すること。	5 その他の所掌事務に付隨して生ずる事務で、校長があらかじめ指示した事務に関すること。
別表第3（第44条関係）	別表第3（第44条関係）
1 教員、農業技術補佐員及び船員の服務に関する諸願、諸届等の受理に関すること。	1 教員及び農業技術補佐員の服務に関する諸願、諸届等の受理に関すること。
2 教員、農業技術補佐員及び船員に係る次に掲げる事項に関すること。	2 教員及び農業技術補佐員に係る次に掲げる事項に関すること。
(1) 1日以内の県内出張	(1) 1日以内の県内出張
(2) 時間外勤務命令	(2) 時間外勤務命令
(3) 1日以内の有給休暇	(3) 1日以内の有給休暇
3 教員、農業技術補佐員及び船員の日直勤務及び宿直勤務の命令	3 教員及び農業技術補佐員の日直勤務及び宿直勤務の命令
4 教員の1日以内の研修（教育公務員特例法第20条第2項に規定する研修をいう。）を承認すること。	4 教員の1日以内の研修（教育公務員特例法第20条第2項に規定する研修をいう。）を承認すること。